

施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等に必要な教育費を追加支援することにより、高校生等の学びを支える。

事業内容

◆ 令和2年度の高校生等奨学給付金の受給者（非課税世帯※）に対して、以下の追加支援を実施する。

- ※ 年収270万円未満相当の世帯（両親のうち一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安）
- ※ 家計急変により非課税相当となった世帯も含む

① 家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の特例的追加支給（6月実施分）

非課税世帯に対して通信費相当額（1万円）を特例的に追加支給した都道府県に、国が所要額を補助（補助率10/10）

② 単価増の実施による上乗せ支給

支援が必要と考えられる教育費分の単価増を実施し、国が所要額を補助（補助率10/10）

- ・ 支給額・・・非課税世帯（第1子）：26,100円、非課税世帯（第2子以降、通信制、専攻科）：12,000円

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 →110,100円 (+26,100円)	103,500円 →129,600円 (+26,100円)
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円 →141,700円 (+12,000円)	138,000円 →150,000円 (+12,000円)
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 → 48,500円 (+12,000円)	38,100円 → 50,100円 (+12,000円)

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合